

栄養ケア・マネジメントを バックアップいたします

公益社団法人鹿児島県栄養士会栄養ケア・ステーションが管理栄養士をご紹介します

★ケア・マネジメントをお手伝いします★

介護職員が行う場合

<口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)>

20単位/回

※6月に1回



利用者・介護職員等

スクリーニング内容【口腔・栄養】

- 硬いものを避け柔らかいものばかり食べる
- 入れ歯を使っている
- むせやすい
- 身長体重 (BMI18.5未満)
- 1～6か月の体重減少 (3%未満)
- 血清アルブミン値3.5g/dL未満
- 食事摂取量 (75%未満)

介護支援専門員

専門職への相談提言や
適切なサービス選択

<栄養改善加算>

200単位/回

居宅における食事の状況を聞き取った結果、課題がある場合は、同意を得て、利用者の居宅を訪問し、居宅での食事状況・食事環境等の具体的な課題の把握や、主として食事の準備をする者に対する栄養食事指導等の栄養改善サービスを提供

口腔・栄養

スクリーニング

(チェックした全員の情報を文書で提供)

管理栄養士が行う場合

<栄養アセスメント加算>

フィードバック 厚生労働省

LIFE

50単位/月

アセスメント内容

- 低栄養状態のリスク
- 食生活状況等
- 多職種連携による栄養ケアの課題等

データ抽出
(利用者全員)



利用者・管理栄養士・看護職員・介護職員等

(利用者又はその家族に結果説明)

※必要に応じて栄養食事相談等



介護支援専門員



多職種による栄養アセスメント

(3月に1回以上)

(低栄養状態等の利用者は情報

※算定は毎月可

共有しサービス提供の検討を依頼)

出典：令和3年度介護報酬改定（栄養関連）の概要について 厚生労働省老健局老人保健課資料

《お問い合わせ先》

公益社団法人 鹿児島県栄養士会
栄養ケア・ステーション まで

〒890-0056

鹿児島市下荒田一丁目36-1

TEL 099-256-1216

FAX 099-256-1217

携帯 080-7835-0607

E-mail cs-kagoshima@k-eiyoushikai.or.jp



管理栄養士ご紹介について

公益社団法人 鹿児島県栄養士会 栄養ケア・ステーション

※次のような手順があります。

1 業務委託契約

栄養ケア・ステーションへ「依頼申込書」（※栄養士会ホームページをご覧ください）を、FAX・E-mailで送るか、またはお電話ください。
ご依頼内容をお伺いして、ご説明させていただきます。

介護報酬・診療報酬における「栄養ケア・ステーション」は、公益社団法人日本栄養士会又は都道府県栄養士会が設置・運営する「栄養ケア・ステーション」になります。「認定栄養ケア・ステーション」と業務委託契約しても、診療報酬・介護報酬等の請求請求事務はできませんのでご注意ください。

2 担当管理栄養士のご連絡

当会栄養ケア・ステーションより担当管理栄養士をお知らせします。その後、担当管理栄養士よりご連絡いたします。

3 指導当日

事前の打ち合わせ通り、業務を実施します。

4 業務委託費用の精算

毎月末日締め後、請求書を郵送いたします。請求書に記載された指定口座に15日頃までに振込みをお願いいたします。振込み手数料につきましては、恐れ入りますがご依頼元さままでのご負担をお願いしております。



「栄養ケア・ステーションは地域での栄養ケア活動に貢献します。」